



CAN DO

“可能性への挑戦”

第40号

金田会計事務所通信

【 リーダーとしての立場 】

人間生きていくと様々な「苦難」や「障害」が襲い掛かってきます。それらはとらえ方により本人の精神力を高めてくれる効果があります。自分を成長させてくれたとか、深い思慮を与えてくれたなどと個人的には大きな意味を持つこととなります。しかし、リーダーとなればそこにとどまっていられません。リーダーは現状を解決することが求められるからです。

私たちには尊敬する人物、応援している団体や個人、自分の所属している組織や業界などが大きく発展、勝利をおさめていると気分がよく、非常にうれしいものです。自分のひいきにしている野球チームが快勝でもすればその晩、翌日は心が弾みます。しかし、リーダーとなればそれで終わってははいられません。リーダーは自己の使命を全うしなければならないからです。

好きな趣味に打ち込み、良い風景や感動する書と出会い、仲のいい仲間と交流して時間を過ごすことは生活を豊かにし、幸福感を高めます。しかし、リーダーとなればその次の一步を踏み出さなければなりません。リーダーは他の人たちの幸福を求めなければならないからです。

リーダーとなるものは自らの行動で道を切り開き、必ず勝利しなければならないように運命付けられています。他の者がやるものではありません。基本的に孤独で周囲から理解されない存在なのかもしれません。覚悟のいる立場なのです。

しかし、それであるからこそ、同じ境遇にあるもの同士、分かり合えるものがあります。リーダーのみが理解しうる世界に生きて戦い、喜怒哀楽を味わうことができます。リーダーとしての成長、リーダーとしての充実感、リーダーとしての幸福を求めてゆきましょう。今の位置に関係なく、自分がリーダーだと自覚したもの同士として。

金田 康良

2015年 7月



マイナンバー制度の対応

いよいよ今年 10 月より一人ひとりにマイナンバーが付された通知書が住民票のある場所へと送達されます。基本的な内容は「マイナンバー制度」(Can Do バックナンバー37 号)でお伝えしましたが、では、私たち事業者(法人・個人)は何を注意しなければならないのでしょうか？ポイントは**マイナンバーの「収集」と「管理」**です。



【事業者のすべきことは？】

(1) 安全管理措置の整備

個人情報の漏えいや悪用などのリスクから守るため、マイナンバーの利用範囲や提供を制限する次のような安全管理措置が必要となります。

① 個人番号を取り扱う事務範囲の明確化

主として源泉徴収票及び健康保険組合等に提出する場合に限定

② 社内規定・基本方針の策定

組織として取り組むために取扱規定等の社内規定を整理し、事務取扱担当者を明確にし、社内に周知させる

③ 情報漏えい等に対応する体制

特定個人情報(電子データ及び紙媒体)をパスワードによる保護、ファイアーウォール、ウイルスセキュリティソフトの利用、施錠できる保管庫などの管理体制を確立



(2) 個人番号・法人番号の収集

事業者はアルバイトを含む従業員や関係者(税理士、社労士や賃貸物件の家主等)に 10 月以降に送られてきた通知書に記載された 12 桁(法人は 13 桁)を収集しなければなりません。

(ア) マイナンバーと**本人確認**

他人のなりすましを防ぐため、対面または郵送による証明書によりマイナンバーが当人のものであるかを確認する。この場合どの書類で確認するかはあらかじめ検討・準備しておく。

(イ) 個人と法人のマイナンバー

10月から発送される通知書は**個人の住民票の住所**に、法人番号は国税庁よりその**法人の登記されている本店所在地**に送付されます(個人番号と違い、法人番号は誰でも自由に利用可能)。

【本人確認はどのようにする？】

マイナンバー(個人番号)の本人確認は以下のもので行います。

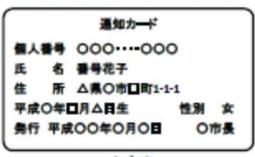
① **個人番号カード(注1)**

② 通知カードと運転免許証・パスポートなど写真付きの公的証明書のいずれか一つ

③ 個人番号の記載された住民票と運転免許証・パスポートなど写真付きの公的証明書のいずれか一つ



(注1) 10月から送られてくる**通知カード**には個人番号、氏名、住所、生年月日等が記載されていますが、通知カードと合わせて市町村へ**個人番号カード**を申請し、交付を受けることができます(手数料無料)。個人番号カードには写真等が記載されており、身分証明書としても使用できます。

個人番号カード	通知カード
 <p>表面(案)</p> <p>裏面(案)</p>	 <p>通知カード</p> <p>個人番号 ○○○…○○○</p> <p>氏名 番号花子</p> <p>住所 △県○市□町1-1-1</p> <p>平成○年□月△日生 性別 女</p> <p>発行 平成○○年○月○日 ○市長</p>
<p>○個人番号を券面に記載(裏面に記載する方向で検討)</p> <p>○顔写真を券面に記載</p>	<p>○個人番号を券面に記載</p> <p>○顔写真なし</p>

(注2)従業員等雇用関係にあることから本人に相違ないことが明らかな場合は、**身元確認を不要**とすることができます。

(注3)法律で定められた義務であることを伝え、提供を求めてもなお、**個人番号の提供を受けられなかった場合はその経緯を記録**しておく必要があります。

【個人番号の取り扱いの注意点】

個人番号は社会保険、税、災害対策の分野で行政機関に提供すべきものと法律で定められているため、それ以外に利用することは禁止されています。それゆえ、むやみに他人に提供することはできません。個人番号カードを使い、レンタル店やスポーツクラブに入会する場合でも裏面のマイナンバーをコピーするなどは禁止されます。また、従業員へ源泉徴収票を交付する場合はマイナンバーの記載は不要です。

氏名	生年月日	性別	住所	マイナンバー
田中 太郎	1980-01-15	男	大阪府大阪市中央区本町3丁目2番14号	1234567890123
山田 花子	1985-03-22	女	大阪府大阪市中央区本町3丁目2番14号	9876543210987
佐藤 一郎	1975-05-10	男	大阪府大阪市中央区本町3丁目2番14号	5678901234567
鈴木 美穂	1990-08-05	女	大阪府大阪市中央区本町3丁目2番14号	3456789012345
高橋 健太	1988-11-20	男	大阪府大阪市中央区本町3丁目2番14号	2345678901234

マイナンバー対策は進んでいるでしょうか？社会保険と税のデータがマイナンバーで確認できるようになることから、小規模法人では従業員の社会保険加入問題も生じますし、今後、利便性を高めるとい趣旨で、現在は税務署と市町村へ送付していた源泉徴収票(支払調書)を、税務署のみに一本化するようになる方向ですので、隠れバイトの問題も表面化すると考えられます。

当事務所では9月9日にマイナンバーの研修会を行う予定ですのでご検討の方はどうぞお申し込みください。

気さくで、信頼できる頼もしい顧問税理士として税務・経営・経理の相談、指導等により企業活動へのサポートを行っています。お気軽にご相談下さい。

